

構造改革特区について



内閣府地方創生推進事務局
令和6年1月

構造改革特区制度について

1. 構造改革特区制度とは

- 地域の特性に応じた規制改革を通じて構造改革を加速させるとともに、地域が自発性をもって規制の特例措置を活用することにより地域の活性化を促進することを目的としており、平成14年に構造改革特別区域法が成立、平成15年1月に「構造改革特別区域基本方針」が閣議決定された。

2. 構造改革特区制度の構成

① 規制の特例措置の提案

民間事業者や地方公共団体を始めとして幅広く受け付け。関係府省庁と調整を行い、規制の特例措置として実現。【措置のメニュー化】

② 特区計画の認定

規制の特例措置を活用した事業を行う場合には、地方公共団体がその事業に関する構造改革特別区域計画を作成し、内閣総理大臣が認定。【区域計画の認定】

③ 規制の特例措置の評価

規制の特例措置については、規制改革に伴う弊害が生じていないかなどの観点から、その実施状況について有識者からなる構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において評価。

特段の問題がないものは、原則として全国レベルの規制改革に拡大。【全国展開】

構造改革特区制度について

3. 構造改革特別区域推進本部

(1) 構成メンバー

- ① 本部長：内閣総理大臣
- ② 副本部長：官房長官、地方創生担当大臣、
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（規制改革）
- ③ 本部員：本部長、副本部長以外のすべての国務大臣

(2) 主な役割

- ① 「構造改革特別区域の提案等に対する今後の対応方針」の決定
→ 提案に関するもの（措置のメニュー化）
→ 評価に関するもの（全国展開など）

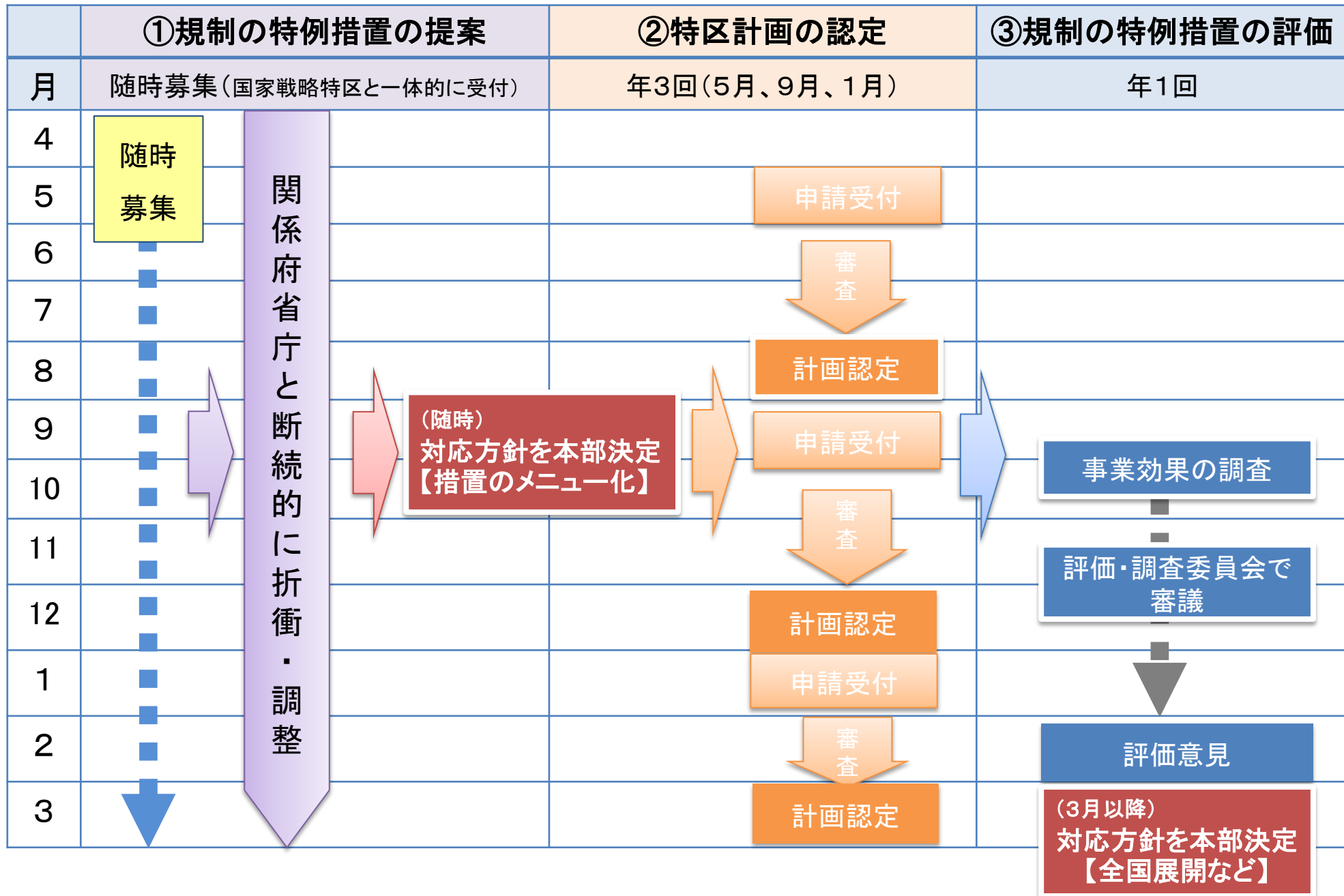
- ② 「構造改革特別区域基本方針」の案の作成
→ 上記対応方針等に基づき、基本方針案を作成（基本方針は要閣議決定）

4. 評価・調査委員会

- 構造改革特別区域推進本部に設置
- 規制の特例措置について評価を行い、本部長に意見を提出
→ 意見を踏まえ、本部が対応方針を決定（3. (2) ①参照）
- 有識者からなる委員は、内閣総理大臣が任命
現時点の委員は右記のとおり（◎は委員長、○は委員長代理）

氏名	所属・役職
◎藤村 博之	独立行政法人労働政策研究・研修機構 理事長
○岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
工藤 裕子	中央大学法学部教授
久保 賢太郎	TMI総合法律事務所弁護士
渡邊 浩一郎	公認会計士

構造改革特区 年度スケジュールイメージ



規制の特例措置、全国展開

- 特例措置後に全国展開 145件
- 規制制度の変更等に伴う廃止 2件
- **現在の特例措置** 56件

<特例措置の自治体における活用状況>

現在の認定計画数 459件

<活用メニューベスト3>

第1位 特定農業者による特定酒類の製造【どぶろく特区】(204件)

農家民宿等を営む農業者が、どぶろく又は果実酒の製造免許を申請した場合、一定の要件の下、最低製造数量基準を適用しない。

第2位 特産酒類の製造(127件)

地域の特産物を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュールを製造しようとする者が、当該製造免許を申請した場合、一定の要件の下、最低製造数量基準を緩和する。

第3位 公立保育所の給食外部搬入(72件)

公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することができる。

【措置メニュー化されたもの】

年度	特定事業(番号)	概要	主な提案者	初の活用自治体
令和5年度	特定法人による農地取得事業(1014)	農地所有適格法人以外の法人も農地等を取得することを可能とする	養父市(兵庫県)	養父市(兵庫県)
令和4年度	職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業(836)	職業能力開発短期大学校における高度職業訓練であり長期間の訓練課程を修了した者で、当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると当該大学が認めるものは、当該大学へ編入学することができる	長野県 熊本県	長野県 熊本県
	国立大学法人による土地等貸付事業(837)	革新的な研究開発成果の社会実装に係る施設整備等を行おうとする者に国立大学法人の土地等の貸付を行う場合は、文部科学大臣の認可を事前の届出をもって代えることができる	つくば市	—
令和元年度	清酒の製造場における製造体験事業(712)	地域の活性化を図ることを目的として、清酒の製造体験を提供する場合には、当該製造場を既存の製造場と一の製造場とみなす	佐渡市(新潟県)	佐渡市(新潟県) 宇佐市(大分県)
	地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業(1231)	地方公共団体による一定の市街化調整区域における土地区画整理事業の施行が可能となる	横浜市(神奈川県)、 川口市(埼玉県)	横浜市(神奈川県)

【新規認定事業】

年度	特定事業	件数
令和5年度【9件】	法人農地取得特区	1件
	市町村教育委員会による特別免許状授与特区	1件
	能開短大から大学への編入特区	1件
	どぶろく特区・ワイン特区	4件
	児童発達支援センター給食外部搬入特区	2件
令和4年度【20件】	どぶろく特区・ワイン特区	13件
	公立保育所・児童発達支援センター給食外部搬入特区	3件
	能開短大から大学への編入特区	3件
	教育特区	1件

構造改革特区で実現した主な規制の特例

令和6年1月時点

地域限定旅行業における旅行業取扱管理者の要件緩和事業（平成25年度実現）
地域限定旅行業者が選任する旅行業取扱管理者に他業種との兼任を認める特例
【令和3年12月全国展開】



心のふるさとのおくら観光・交流特区（大蔵村）

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
（平成16年度実現→認定72件）
公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする特例
【3歳以上は平成22年6月全国展開】



地産地消で豊かな給食特区（清里町）

特産酒類の製造事業（平成20年度実現→認定127件）
地域の特産物である農産物等を原料とした酒類を製造しようとする場合、当該酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない又は引き下げる特例



黒石りんごワイン産業活性化振興特区（黒石市）

地域限定特例通訳案内士育成等事業（平成27年度実現）
地方公共団体が独自に実施する研修を終了すれば、通訳案内士でない者でも外国語で有償ガイドすることができる特例
【平成30年1月全国展開】



京都市認定通訳ガイド特区（京都市）

環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡システム可能化事業（平成16年度実現）
レンタカー型カーシェアリング（自家用自動車共同利用）について、無人の貸渡システムを使用できる特例【平成18年3月全国展開】



環境にやさしいカーシェアリング広島特区（広島県）

職業能力開発短期大学の修了者の大学編入学事業（令和4年度実現→認定4件）
職業能力開発短期大学における高度職業訓練であり長期間の訓練課程を修了した者が、大学へ編入学することができる特例



熊本県高度人材育成・確保特区（熊本県）

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（平成15年度実現）
小学校の英語教育や小中一貫の教育課程の編成など学習指導要領等の基準によらない教育課程の弾力化を認める特例
【平成20年4月全国展開】



太田外国語教育特区（太田市）

特定農業者による特定酒類の製造事業
【どぶろく特区】（平成15年度実現→認定204件）
農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米又は果実等を原料として酒類を製造する場合、当該酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない特例



日本のふるさと再生特区（遠野市）

清酒の製造場における製造体験事業（令和元年度実現→認定5件）
清酒の製造免許を受けている者が、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合、当該体験製造場を既存の製造場と一つの製造場とみなす特例



佐渡・学びの日本酒特区（佐渡市）

特例措置番号 413

救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による 救急隊編成弾力化事業

これまで

救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならない。
特例として、救急業務の実施に支障がない場合は、救急自動車1台及び救急隊員2人によることができるが、その条件は、傷病者を医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であって、かつ、これらの医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師又は救急救命士が救急自動車に同乗している場合に限られる。

関係法令： 消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）第44条第1項
消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）第50条

取り巻く環境の変化

救急隊の出動件数が増加傾向にある中、軽症事案を取り扱い中に同一地域で発生した重篤な事案に対して救急救命処置の開始が遅れるなどの事例が発生。

構造改革特区の活用

緊急度・重症度が著しく低い場合には救急自動車1台及び救急隊員2人により救急隊を編成することができる。（限られた人員の中で救急需要に対応できる体制の構築が期待でき、重症・重篤な疾病者に対する現場到着時間を短縮し救命率の向上が図られる。）

主な要件

- ① 緊急通報受信時における傷病者の緊急度・重症度の適切な識別。
- ② 救急自動車1台及び救急隊員2人により出動し、救急現場において不測の事態が生じた場合に、予め定めた基準及び要領に基づく3人以上の救急隊員による速やかな措置。
- ③ 通信指令管制業務を行う施設に常駐する医師による通信指令員及び救急隊員に対する指導又は助言。

認定
計画数

1 件（累計）

1 件（令和5年12月末現在）

実際の取組事例

横浜救急改革特区（平成20年3月認定）

横浜市

横浜市では救急件数が増加傾向にあり、多発する救急要請の重複で救急隊が不在となる「空白地域」が発生していた。

特例措置を活用し、救急事案の多発・重複等に対応できる救急隊が不在となる状況を解消し、現場到着の時間※を3.2分短縮した。※空白地域をカバーする隊が先着した事案（空白地域をカバーする隊が待機中で別の署所救急隊との連携事案）



特例措置番号 512

地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業

これまで

「企業内転勤」の在留資格は、本邦に事業所が存在することが前提となっている。

関係法令：入国・在留審査要領（平成15年9月10日法務省管第5329号）第12編第2章第16節

取り巻く環境の変化

外国からの投資拡大による地域経済の活性化が求められている。

構造改革特区の活用

支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し在留資格が付与される。

主な要件

- ① 賃貸借が可能である施設が存在していること。
- ② 地方公共団体が当該施設を事業拠点として指定する場合には、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を地方公共団体に提出させること。
- ③ 入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを地方入国管理局へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設をあっせんする等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。
- ④ 入国後、3か月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、地方公共団体は、当該事業の開始後1週間以内に地方入国管理局に報告を行うこと。

認定
計画数

6 件（累計）

6 件（令和5年12月末現在）

実際の取組事例

新潟市国際創業特区

（平成18年3月認定）

新潟市

新潟市は日本海側に位置し対岸諸国と近い距離的特徴を持つと共に、新潟空港や新潟港といった諸外国と繋がる交通基盤も有している。この特異性を活かすために特例措置を活用し外国企業の進出を促進している。特区を皮切りに旅行業や貿易業を中心とした企業からの問い合わせが増加し、これまでに特区の活用・非活用を合わせて6社が進出している。。



特例措置番号 707 (708)

特定農業者による特定酒類の製造事業

これまで

酒類を製造しようとする者は、酒類の品目別・製造場ごとに、その製造場の所在地を所轄する税務署長の製造免許を受けなければならない。製造免許の要件の一つとして、製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が一定の数量に達しない場合には免許を受けることができない（最低製造数量基準）。

関係法令：酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第2項

取り巻く環境の変化

都市住民と農家の間での交流を促進するグリーンツーリズムを推進を図るため、濁酒（いわゆる「どぶろく」）や果実酒を提供したいという要請が増大している。

構造改革特区の活用

農家民宿等を経営する農業者が、

- ①自ら生産した米を原料として、濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造場合
- ②自ら生産した果実を原料として、果実酒（特定酒類）を製造する場合最低製造数量基準（6k l）は適用されない。

主な要件

- ① 農家民宿等を営む農業者（特定農業者）が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において、自ら生産した米を原料として濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造すること。
- ② 農家民宿等を営む農業者（特定農業者）が当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において、自ら生産した果実を原料として果実酒（特定酒類）を製造すること。

認定
計画数

209 件（累計）

204 件（令和5年12月末現在）

実際の取組事例

日本のふるさと再生特区（平成15年11月認定）

遠野市

遠野市では、「遠野物語の里」を形成するゆかしい歴史・文化や自然環境等を大切にしながら、「日本のふるさと」としてまちづくりを進めてきた。こうして育まれてきた地域資源や多彩な人材等を活用し、「ぬくもり」と「もてなし」の心でつくる遠野ツーリズムを推進することで、都市との交流の拡大に資する。

また、生活の質の向上に資する産業振興につながるよう、農林業を中心に、地域住民が「おもしろさ」と「やる気」を感じる地域に根ざした新たな起業を促進することで、地域の活性化を図る。



特例措置番号 709 (710、711)

特産酒類の製造事業

これまで

酒類を製造しようとする者は、酒類の品目別・製造場ごとに、その製造場の所在地を所轄する税務署長の製造免許を受けなければならない。製造免許の要件の一つとして、製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が一定の数量に達しない場合は免許を受けることができない（最低製造数量基準）。

関係法令：酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第2項

取り巻く環境の変化

地域ブランドの果実酒等の販売を通じて、交流人口の拡大や地域農産物の利用拡大を図りたいという要請が増大してきた。

構造改革特区の活用

地域の特産物である農産物等を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュール（以下「特産酒類」という。）を製造するため、特産酒類の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールにあつては適用除外、果実酒にあつては2k l、リキュールにあつては1k lとする。

主な要件

- ① 地方公共団体が、構造改革特別区域内において生産される農産物等であつて地方公共団体の長が特産物として指定したものをを用いた特産酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けること。
- ② 当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において、地方公共団体の長が地域の特産物として指定した農産物（当該特区内において生産されたものに限る。）や水産物（当該特区の周辺の漁場において採捕・養殖されたものに限る。）等を原料として特産酒類を製造すること。

認定
計画数

132 件（累計）

127 件（令和5年12月末現在）
【ほか3件は国家戦略特区で活用】

実際の取組事例

吉野川市

自然豊かな梅の里吉野川市美郷・梅酒特区（平成20年7月認定）

吉野川市美郷地区は県内有数の梅産地であるが、安価な輸入青果による価格低迷、後継者不足等の問題が顕著化している。その一方で、同地区は、徳島市及び高松市から気軽に訪れる観光地という利点を持つ。

このため、生産現場を消費者自らが訪問できる環境づくりを進めることにより、「地域で生産し、地域に来て消費（購入）する」新たな地産地消モデルを構築し、生産者の顔が見える「安全・安心」な地元産梅を使用した梅酒をセールスポイントとして活用することで、新たな美郷ブランドを確立し、交流人口の増加及び地域経済の活性化を図る。



特例措置番号 712

清酒の製造場における製造体験事業

これまで

酒類を製造しようとする者は、酒類の品目別・製造場ごとに、その製造場の所在地を所轄する税務署長の製造免許を受けなければならない。既に清酒の製造免許を受けていても、別の製造場で清酒を製造する場合には、新たに免許を取得する必要がある。

関係法令：酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第1項

取り巻く環境の変化

廃校舎や道の駅等を利用した清酒の体験製造場を作ることによって地方創生や観光振興を図りたい、との要望が既存の酒蔵から出されている。

構造改革特区の活用

清酒の製造免許を受けている者が、その地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、税務署長の承認により、当該施設内に設ける体験製造場を既存の製造場と一の製造場とみなす。

主な要件

- 1 実施主体が、当該特区内において、清酒の製造免許を受けていること。
- 2 清酒の体験製造場が、当該特区内に所在する地域の魅力の増進に資する施設内に設置されること。
- 3 特区認定後に、既存の製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けること。
- 4 一の清酒の製造場につき、一の体験製造場に限ること。

認定
計画数

5 件（累計）

5 件（令和5年12月末現在）

実際の取組事例

佐渡市

佐渡・学びの日本酒特区（令和2年3月認定）

農業経営者の高齢化と担い手不足等から農家戸数が減少傾向にあり、耕作放棄による農地の荒廃、地域活力の低下が進んでいる。これを克服し魅力ある地域づくりを進めるために、加工等による地場資源の高付加価値化、さらに観光産業等と連携しての販売促進やブランド化による6次産業化を行う。

島内外の参加者が学ぶ「学校蔵の特別授業」等の取り組みを行っている学校蔵において、主要農産物である米を原材料とする清酒の製造体験を実施し、地域の活性化を図る。



特例措置番号 816

学校設置会社による学校設置事業

これまで

国、地方公共団体及び学校法人のみが、学校教育法1条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）を設置できる。

関係法令：学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等

取り巻く環境の変化

学校と地域産業との連携、不登校児童生徒などへのこれまでの取組の推進など、学校教育の活性化に向けた各地域独自の教育上のニーズが高まっている。

構造改革特区の活用

株式会社が学校を設置することができる。

主な要件

- ① 地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うこと。
- ② 学校設置会社が、文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。
- ③ 学校設置会社は業務及び財産の状況を記載した書類を備えておかなければならないこと。
- ④ 学校設置会社の経営悪化等学校経営に支障が生じた、又は生ずるおそれがある場合には、地方公共団体は在学生の修学の継続が確保できるよう転学の斡旋など必要な措置を講ずること。
- ⑤ 地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度評価を行うこと。

認定
計画数

51 件（累計）

23 件（令和5年12月末現在）

実際の取組事例

大阪市

ビジネス人材育成特区（平成15年10月認定）

大阪市では、様々な既存産業の効率化に役立つ「IT関連ビジネスの振興」を重点的に進めることとしており、海外でも通用するトップクラスの技術を持った専門人材の確保が喫緊の課題となっている。

株式会社が大学や専門職大学院の設置主体となることを認めることにより、これまで蓄積してきたノウハウを活かし、自ら新しいビジネスを立ち上げる人材や、それを支援する専門人材、さらには高度なIT技術を持つ即戦力人材を体系的に育成することで、大阪市の産業育成を図る。



特例措置番号 830

市町村教育委員会による特別免許状授与事業

これまで

免許状の授与権者、免許管理者は都道府県教育委員会とされ、都道府県教育委員会が授与する特別免許状は、授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有している。

関係法令：教育職員免許法第2条第2項、第5条第6項、第9条第2項、第20条 別表第3
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第15条第2項、第22条第2項

取り巻く環境の変化

構造改革特区などによる、教育方法や教育提供主体の多様化。

構造改革特区の活用

市町村教育委員会が、当該市町村内でのみ効力を有する特別免許状を授与することができる。

主な要件

- 市町村の教育委員会が、構造改革特別区域法に規定する特別の需要等に対応するため、以下の①から③に掲げる者に特別免許状を授与する必要があると認めること。
 - 学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者
 - 学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者
 - その他構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与又は報酬等を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者

認定
計画数

5 件（累計）

2 件（令和5年12月末現在）

実際の取組事例

千代田区

千代田区立学校民間人材活用特区（平成18年7月認定）

東京都で唯一の区立中高一貫教育校である九段中等教育学校において、教育職員免許状を有していないが熱意ある民間人材を常勤講師として採用することにより教育効果を高めている。

その効果は、英検2級に約8割、準1級に約2割の生徒が合格していることや、GTEC平均スコアが全国平均よりも200点前後高いことなどに現れている。卒業時の授業アンケートで、「スピーキング活動が多くて良かった」という意見が多数出るなど、生徒の英語への興味・関心や学習意欲の喚起にも貢献している。また、進学先に海外大学を選ぶ生徒も毎年3～4名程度いる。



特例措置番号 836

職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業

これまで

職業能力開発促進法に基づき設置された職業能力開発短期大学校の修了者は、大学への編入学が認められていない。

関係法令：学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条第1項

取り巻く環境の変化

大学と職業能力開発短期大学校が連携して、高度な技術力に加え研究開発力やマネジメント力を兼ね備えた、地域産業の発展に資するイノベティブな人材の育成や、リカレント教育の促進などが求められている。

構造改革特区の活用

職業能力開発短期大学校における高度職業訓練であり長期間の訓練課程を修了した者で、当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると当該大学が認めるものは、当該大学へ編入学することができる。

主な要件

- ① 訓練期間が2年以上であること。
- ② 職業能力開発短期大学校の職業訓練指導員数や建物面積が、専攻科ごとの収容定員などに基づき定められた基準を満たすものであること。
- ③ 45時間の訓練を必要とする内容の科目を1単位とすることを標準とし、訓練の特性や実施方法等を踏まえた単位換算がされていること。
- ④ 特定高度職業訓練の実施状況について、自ら評価を行うほか、当該評価の結果等について第三者評価を行い、結果を公表すること。

認定
計画数

4 件（累計）

4 件（令和5年12月末現在）

実際の取組事例

熊本県高度人材育成・確保特区（令和5年1月認定予定）

熊本県



熊本県では、世界的な半導体不足を背景に、世界有数の半導体企業の製造工場建設が進んでおり、約1,700人の先端技術に通じた人材の雇用が見込まれる一方、人材の育成と確保が課題とされていることから、熊本県立技術短期大学校から国立大学法人熊本大学への編入学が実現し、実践力を併せ持つ半導体技術に精通した高度人材の育成が促進されることで、地域産業の高度化、ひいては国内半導体産業の発展への貢献を図る。

特例措置番号 837

国立大学法人が所有する土地等の貸付の認可の届出化

これまで

国立大学法人が業務の範囲外の目的で土地・建物を貸し付けるにあたっては、文部科学大臣の認可が必要。

関係法令：国立大学法人法（平成15年法律第112号）第34条の2

取り巻く環境の変化

イノベーションを創出し、地域の活性化を図るためには、民間企業等の研究開発成果の迅速な社会実装や、適時をとらえた事業実施が必要。

構造改革特区の活用

革新的な研究開発成果の社会実装に係る施設整備等を行おうとする者に国立大学法人の土地等の貸付を行う場合は、文部科学大臣の認可を事前の届出をもって代えることができる

主な要件

- 貸付対象の土地は、国立大学法人が所有し、将来的な使用予定はあるものの、当面使用されることが予定されていないこと。
- 国立大学法人の業務に支障の無い範囲内であること。
- 貸付けの対価が国立大学法人の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てられること。
- 貸付け目的が、革新的な研究開発、研究開発の成果を活用した施設整備等を行おうとするものであること。

認定
計画数

件

特例措置番号 907-1

民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業

これまで

特別養護老人ホームについては、都道府県、都道府県知事に届け出た市町村及び地方独立行政法人並びに都道府県知事の認可を受けた社会福祉法人のみ設置することができる。

関係法令：老人福祉法第15条第1項から第5項まで

取り巻く環境の変化

都市部を中心に特別養護老人ホームへの入所希望者が増加しており、必要入所定員総数に達するよう特別養護老人ホームを整備することが求められている。

構造改革特区の活用

PFI法に基づく選定事業者である法人は、特別養護老人ホームの入所定員総数が都道府県の老人福祉計画における必要入所定員総数を下回る区域において、都道府県知事の認可を受けて特別養護老人ホームを設置することができる。

主な要件

- ① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく選定事業者である法人が当該特別養護老人ホーム不足区域において、特別養護老人ホーム設置認可の申請を行い、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第46号）に適合し、かつ次に掲げる基準に適合しているかどうか都道府県知事により審査された上で認可されること。
 - ① 特別養護老人ホームを経営するために必要な経済的基礎があること。
 - ② 特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。
 - ③ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。
 - ④ 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
 - ⑤ 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと。

認定
計画数

件

特例措置番号 910

病院等開設会社による病院等開設事業

これまで

医療事業の非営利性が前提となっており、株式会社による病院等の開設は認められていない。

関係法令：医療法（昭和23年法律第205号）第7条第7項等

取り巻く環境の変化

株式会社の資金調達力や研究開発意欲の活用により、高度な医療の開発・普及が促進されることが期待されている。

構造改革特区の活用

株式会社が高度な医療を提供する病院等を開設することができる。

主な要件

- ① 認められる高度な医療とは、高度画像診断、高度再生医療、高度遺伝子治療、高度美容外科医療、高度体外受精医療、これらに類するものに限られる。
- ② 保険医療機関の指定は行われず（自由診療のみ）。
- ③ 医療法施行規則で定める医師、看護師等の人員配置基準や、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等を満たすこと。
- ④ 高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置や、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、倫理審査委員会の設置等、類型ごとに規定されている基準を満たすこと。
- ⑤ 比較広告、誇大広告を行ってはならないこと。

認定
計画数

1 件（累計）

1 件（令和5年12月末現在）

実際の実施事例

神奈川県

かながわバイオ医療産業特区（平成17年7月認定）

バイオテクノロジーを活用した高度美容医療を実施する病院等について、株式会社による開設を可能にすることで、その資金調達力等を活かし、研究成果の円滑な事業化、新たな研究開発への投資促進、関連産業への経済的波及を図り、民間主導による地域産業活性化、県民の長寿・健康、心豊かな暮らしのニーズの充足を図る。



特例措置番号 920

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

※3歳以上については全国展開済（現行制度で対応可）

これまで

保育所における給食については、民間委託は認められているが、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

関係法令：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項

取り巻く環境の変化

公立保育所において、運営の合理化を進める等の観点から、学校の給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立保育所及び給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている。

構造改革特区の活用

公立保育所の給食について、保育所外で調理し搬入することができる。

主な要件

- ① 給食の保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等への対応ができるよう調理室、調理機能を有する設備が保育所に設けられていること。
- ② 食事の提供体制が、児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じられること。
- ③ 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、搬入元と委託内容に係る契約書を締結する等、保育所で調理業務を委託する場合の基準を遵守すること。
- ④ 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラム（児童の発育・発達過程に応じて食に配慮すべき事項を定めたもの）に基づき食事を提供するよう努めること。

認定
計画数

118 件（累計）

72 件（令和5年12月末現在）

※3歳以上児に対しては、
公立・私立を問わず平成
22年6月から全国展開済。

実際の取組事例

地産地消で豊かな給食特区（平成16年12月認定）

女性の社会参加の進展により、子育て支援や保育の充実は重要となっており、小学校就学前の幼児の保育や親への支援の場としての保育所への期待が大きい中で、地場産の食材を使用した給食を提供し、食事内容の充実と保・小・中一貫した食育の推進を図る。

また、給食食材の一元購入や給食調理員の適正配置などにより、給食調理業務及び公立保育所の効率的・安定的運営を目指す。

北海道
清里町



特例措置番号 1014

特定法人による農地取得事業

これまで

- 農地又は採草放牧地について権利を取得するには、農業委員会の許可を受けなければならない。
(農地法第3条第1項)
- 法人による農地等の権利取得については、農地所有適格法人に限り認められている。
(農地法第2条第3項、第3条第2項第2号)

関係法令：農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項、同条第2項

取り巻く環境の変化

農業の新たな担い手の確保、遊休農地の発生防止・解消、農地の効率的な利用、6次産業化の促進などの課題に引き続き取り組んでいく必要がある。

構造改革特区の活用

農地所有適格法人以外の法人も農地等を取得することを可能とする。
(要件を満たす場合は、農業委員会は農地法第3条第1項の許可をすることができる。)

主な要件

- ① 法人の要件
 - ・農地等を適正に利用していないと地方公共団体が認めた場合には当該地方公共団体へ所有権を移転する旨の書面による契約を締結していること。
 - ・地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ・業務執行役員等のうち1人以上が耕作等に常時従事すると認められること。
- ② 地域の要件
 - ・その区域内において、農地等の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足していること。
 - ・従前の措置のみによっては、その区域内において耕作の目的に供されていない農地等その他その効率的な利用を図る必要がある農地等の面積が著しく増加するおそれがあること。

認定
計画数

1

件（累計）

1

件（令和5年12月末現在）

実際の取組事例

養父市法人農地取得特区（令和5年12月認定）

養父市



農業従事者の平均年齢は全国平均と比較しても高く、かつ農業後継者の不足は明らかな状況である。また、遊休農地も毎年増加していることから、今後も、土地所有者側の世代交代や現在の担い手の離農などの理由等から遊休農地は多くなると推察され、従前の制度では守れない農地の面積が著しく増加するおそれがある。このため、企業の農業参入を図り、多様な担い手の確保や地域と連携した農地の流動化の促進により、耕作放棄地の解消等が期待される。

特例措置番号 1123

研究開発用海水温度差発電設備の法定検査 手続不要化事業

これまで

バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理審査を受審しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受けなくてはならない。

関係法令：電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第73条の2の2、第79条第1号、第94条第1号

取り巻く環境の変化

海水温度差発電設備の開発が特に必要である地域などにおいて、研究開発の円滑化及び促進が期待されている。

構造改革特区の活用

研究目的の海洋温度差発電設備において、法定検査手続を不要とすることができる。

主な要件

- ① 研究開発を目的として設置される、海水温度差を利用して発電するバイナリー発電設備であること。
- ② 電気事業法39条第1項の技術基準に適合することを確保するために、研究開発の実施主体に専門家委員会が設置されていること。
- ③ 検討及び評価が適切になされる体制及び方策並びにこれらに係る事項が保安規程に定められていること。

認定
計画数

1 件 (累計)

1 件 (令和5年12月末現在)

実際の取組事例

伊万里サステイナブル・フロンティア知的特区 (平成15年11月認定)

佐賀大学海洋エネルギー研究センター及び株式会社ゼネシス温度差発電研究・開発センターを核として、伊万里市内において知的基盤を形成するとともに、産学官の連携により、持続的な地域経済社会の活性化を図る。

また、再生可能エネルギーの分野で世界をリードする「持続可能な開発」の技術の高度化と集積を目指す。

佐賀県
伊万里市



特例措置番号 1218

地域特性に応じた道路標識設置事業

これまで

道路標識については、標識の寸法、標識に表示する文字の寸法などに関して、全国一律に規定されている。

関係法令：道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 別表第二備考一（二）1及び（五）2

取り巻く環境の変化

道路標識の寸法等について、周辺環境に調和して柔軟に対応できれば、地域の特性に応じた魅力ある都市景観とすることが可能となり、豊かな自然、歴史的街並み、近代的な都市景観など、道路空間一帯の魅力ある景観づくりを推進できる。

構造改革特区の活用

- 案内標識および警戒標識の寸法 ⇒ 1/2まで縮小
- 案内標識に表示する文字の寸法 ⇒ 1/2まで縮小できることとなった。

主な要件

- 1 交通の安全と円滑が確保されていること。

認定
計画数

1 件（累計）

1 件（令和5年12月末現在）

実際の取組事例

周辺環境に調和した道路標識金沢特区

(平成18年3月認定)

道路標識を縮小することにより、車窓や歩行者などの道路空間から眺めた金沢らしい豊かな自然、歴史的街並みおよび近代的都市景観や道路空間一帯の魅力ある景観づくりを図り、地域の魅力の向上と人々の交流の促進を図る。

金沢市



従前

特区活用



縮小後

特例措置番号 1228

民間事業者による公社管理道路運営事業

これまで

道路整備特別措置法に基づく有料道路制度は、道路の整備を促進するため、借入金により整備し、通行料金を徴収してその返済に充てることとしているが、公社管理有料道路における料金の徴収主体は、地方道路公社に限定されている。

- 関係法令：
- 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）
第10条第1項、第11条第1項、第15条第1項等
 - 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
第17条、第22条第1項、第23条第2項

取り巻く環境の変化

民間事業者による公社管理道路の運営を認め、民間企業の経営ノウハウを活用することで、民間事業機会を創出するとともに、良質な利用者サービスを提供すること等により、地域の活性化を図ることが求められている。

構造改革特区の活用

公共施設等運営権を有する民間事業者に通行人徴収権限を付与する等、民間事業者による公社管理道路の運営を可能とする。

主な要件

- 1 公社管理道路の交通の利便の増進に支障を生じないことが確認されること。
- 2 公社管理道路の近傍に立地する商業施設等を運営する事業と連携して公社管理道路の運営等を実施すること。
- 3 公社管理道路運営権者は公社と公共施設等運営権実施契約を締結すること。
- 4 公社管理道路運営権者が徴収する利用料金は、公社が国土交通大臣の認可を受けて定めた上限の範囲内で定めること。
- 5 公社は、公社管理道路運営権者から公社管理道路運営権の設定の対価を徴収すること。

認定
計画数

1 件（累計）

ほか 1 件（令和5年12月末現在）

【国家戦略特区で活用】

実際の取組事例

愛知県 国家戦略特別区域（平成27年9月区域計画認定）

愛知県道路公社が保有する公社管理道路8路線について、平成28年10月から「愛知道路コンセッション株式会社」に運営権を譲渡。

PAにおける利便性向上の取組（地域産品PRイベント開催、リニューアル工事）や、沿線開発による地域活性化により、利用者の拡大を図る。



特例措置番号 1231

地方公共団地による特定市街化調整区域を その施行地区に含む土地区画整理事業

これまで

土地区画整理事業に関する都市計画は、その基準を定める都市計画法において、市街化区域（計画的に市街化を図る区域）内の区域について定めるものとされている。

（市街化調整区域では、地方公共団体が土地区画整理事業を施行できない。）

関係法令：都市計画法（昭和43年法律第100号）第13条第1項第12号

取り巻く環境の変化

市街化調整区域であっても、周辺地域の市街化の進展が特に著しく、建築物の建築等の需要が急激に増大している区域があり、地方公共団体施行の土地区画整理事業を可能にしてほしいとの要望がある。

構造改革特区の活用

建築需要が急激に増大しているなど一定の条件を満たす市街化調整区域について、地方公共団体が自ら土地区画整理事業を施行することができる。

主な要件

- 次に掲げる特性を有することにより、市街化区域に編入された場合には建築物の建築又はその敷地の造成が無秩序に行われるおそれが特に大きいと認められるもの。
 - 周辺の市街化区域における都市機能の集積の程度及び当該市街化区域その他の地域との交通の利便性が特に高いと認められること。
 - 土地の利用状況の著しい変化その他の特別の事情により、建築物の建築等に対する需要が著しく増大していること。

認定
計画数

2 件（累計）

2 件（令和5年12月末現在）

実際の取組事例

農地と宅地を一体的に活性化する区画整理特区

横浜市

（令和2年1月認定）

旧上瀬谷通信施設は、約70年にわたり米軍施設として利用された首都圏でも貴重な広大な地域である。一部は地権者約250名の民有地であり、厳しい土地利用制限のもと露地栽培の都市農業が営まれてきた。

返還を機に農業振興と土地活用が調和したまちづくりを検討しているが、民有地と国有地等とが入り組み、農地と宅地を一体的に土地整序する必要がある。

市街化調整区域を含む市施行の土地区画整理事業を行い、市郊外部の新たな活性化拠点を目指したまちづくりを進める。



特例措置番号 1304 (1305)

再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業

これまで

生活環境の保全を十分に図りつつ、再生利用を大規模・安定的に行う施設を確保し、廃棄物の減量化を進める必要があることから、平成9年12月より、安定的な生産設備を用いて再生利用を自ら行う者を環境大臣が認定することにより、都道府県知事等の処理業・処理施設の設置の許可が不要となる「再生利用認定制度」が開始。本制度の対象となる再生利用は環境省告示で指定される必要があり、平成25年3月現在で9つの再生利用が定められている。

関係法令： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2
平成9年厚生省告示第258号(環境大臣が定める一般廃棄物)
平成9年厚生省告示第259号(再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物)

取り巻く環境の変化

- 地域住民からの理解を得にくいことなどから廃棄物処理施設の新設は困難
- 再生利用を大規模・安定的に行う施設を確保し、廃棄物の減量化が必要
- 再生利用技術の多様化

構造改革特区の活用

特定の廃棄物について、再生利用認定制度(環境大臣の認定により、廃棄物処理・リサイクルに係る業や施設設置の許可を不要とする仕組み)の特例の対象とする。

主な要件

- ① 特例の対象となる特定の廃棄物(再生利用方法を含む。)は次のとおり。
 - ① 廃FRP船破砕物をセメント原材料として利用する場合
 - ② 容易に腐敗しないように適切な除湿の措置を講じた廃木材を製鉄原料として利用する場合

認定
計画数

2 件(累計)

1 件(令和5年12月末現在)

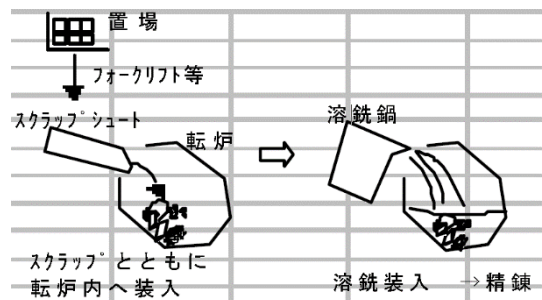
実際の取組事例

茨城県

鹿島経済特区 (平成15年4月認定)

再生利用認定制度の拡大により、梱包用側板、パレット等木材を、鋼の炭素成分調整の副原料として活用できるようになった。

年間約9千トン発生する梱包用側板、パレット等木材につき、加工処理費をかけることなく、転炉使用に有効な形状で有効活用することにより、リサイクル及びコスト競争力の促進を図っている。



構造改革特区 活用できる特定事業一覧

(令和5年9月1日現在)

関係 省庁名	特定事業（特定事業番号）
警察庁	1. 特殊海岸地域交通安全対策事業（101） 道路交通法による交通規制が行われていない砂浜等でも、地方公共団体と警察とが連携して、一般道路のように自動車走行ができるような交通規制を可能とする。
	2. 研究職員の勤務時間内技術移転兼業事業（201） 国家公務員である研究職員が技術移転事業者（産学連携の一環として技術を移転する場合の技術移転先の事業者）の役員の業務に勤務時間内に従事することを可能とする。 （一部全国展開：国立大学教員については、平成16年4月から全国展開）
	3. 研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業（202） 国家公務員である研究職員が研究成果活用企業（産学連携の一環として研究成果を活用する企業）の役員の業務に勤務時間内に従事することを可能とする。 （一部全国展開：国立大学教員については、平成16年4月から全国展開）
人事院	4. 研究職員の勤務時間内監査役兼業事業（203） 国家公務員である研究職員が株式会社等の監査役の職務に勤務時間内に従事することを可能とする。 （一部全国展開：国立大学教員については、平成16年4月から全国展開）
	5. 条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業（412） 条例による事務処理の特例により都道府県の事務権限が市町村へ移譲された場合、国との協議等は都道府県を經由しなくても良いものとする。
総務省	6. 救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業（413） ①119番通報時における緊急度・重症度の識別（トリアージ）が適切にでき、②医師による指示・助言を行う運用体制が常時確立していること等を前提として、緊急度・重症度が著しく低い等の条件を満たす場合には、救急自動車1台及び救急隊員2人による救急隊の編成を可能とする。
	7. 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504） 「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（512）」などにおいて、外国人の入国・在留諸申請を優先的に処理することを可能とする。
法務省	8. 特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業（505） 「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（512）」などにおいて、我が国への貢献がある外国人について、永住許可要件となっている在留実績を3年に短縮する。
	9. 地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（512） 地方公共団体が事業所の指定又は転賃をする場合、外国企業の職員が「企業内転勤」の在留資格を受けることを可能とする。
	10. 特定農業者による特定酒類の製造事業（707（708）） 農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米又は果実を原料とした濁酒（いわゆる「どぶろく」）又は果実酒を製造するため、濁酒又は果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準（現行6キロリットル）を適用しない。 （濁酒製造における副原料について、新たにそば・アマランサスなどを含む雑穀全般の使用が可能に：平成21年7月）
財務省	11. 特産酒類の製造事業（709（710、711）） 地域の特産物である農産物等を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュール（以下「特産酒類」という。）を製造するため、特産酒類の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールにあっては適用除外、果実酒にあっては2キロリットル、リキュールにあっては1キロリットルとする。
	12. 清酒の製造場における製造体験事業（712） 清酒の製造免許を受けている者が、地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、当該施設内に設ける一定の製造場を既存の製造場と一つの製造場とみなす。
	13. 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業（811） 大学の設置等に当たって、校地面積基準（収容定員上の学生一人あたり10㎡）の引き下げを可能とする。
文部科学省	14. 学校設置会社による学校設置事業（816） 株式会社が学校を設置することを可能とする。

関係 省庁名	特定事業（特定事業番号）	
文 部 科 学 省	15. 学校設置非営利法人による学校設置事業（817） 不登校児童生徒やLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）といった教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育に実績があるNPO法人が学校を設置することを可能とする。	
	16. 公私協力学校設置事業（822） 地方公共団体が民間と協力して高等学校又は幼稚園を設立する場合、所轄庁による資産要件の審査を不要とする。	
	17. 市町村教育委員会による特別免許状授与事業（830） 市町村教育委員会がその市町村においてのみ効力を有する特別免許状を授与することを可能とする。	
	18. インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（832） インターネットのみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等の校舎等施設基準によらないことを可能とする。（一部全国展開：大学（学部）については、平成26年4月から全国展開）	
	19. 地方公共団体の長による学校施設の管理及び整備に関する事務の実施事業（834） 教育委員会が行うこととされている学校施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能にする。	
	20. 職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業（836） 職業能力開発短期大学校における高度職業訓練であり長期間の訓練課程を修了した者で、当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると当該大学が認めるものは、当該大学へ編入学することができる。	
	21. 国立大学法人が所有する土地等の貸付の認可の届出化（837） 革新的な研究開発成果の社会実装に係る施設整備等を行うとする者に国立大学法人の土地等の貸付を行う場合は、文部科学大臣の認可を事前の届出をもって代えることができる。	
	厚 生 労 働 省	22. 社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業（901） 相当数の求人があるにもかかわらず、求人数に比して就職者数が少ない状態が一定期間継続している地域において、社会保険労務士が求職者又は労働者の代理人として労働契約の締結、変更及び解除を行うことができる。
		23. 民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業（907-1） 特別養護老人ホームの整備が不足している地域において、PFI法に基づいて選定された事業者（法人）が特別養護老人ホームを経営することを可能とする。
		24. 病院等開設会社による病院等開設事業（910） 株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる。
25. ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業（911-2） ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転が認められていないコンビナート内の小規模事業場について、他の事業場と共同で安全性が確保された場合には、小規模事業場の連続運転を可能とする。		
26. 市町村による狂犬病予防員任命事業（927） 知事が任命した狂犬病予防員が野犬の抑留事務等を行う現行制度に加え、市町村も野犬の抑留事務を行うことができる。		
27. 臨床試験専用病床整備事業（941） 治験・その他の臨床試験であって、健康な者（患者以外の者）を被験者として入院期間が概ね10日以内で実施されるものを行うための病床について、病室面積、廊下幅の基準を緩和する。		
農 林 水 産 省		28. 保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する学校施設整備事業（1003） 学校施設の整備に際してやむを得ず保安林を解除する場合には一定の森林を残す必要があるが、その割合を3割以上で足りるものとする。
	29. 保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業（1004） 地域活性化を図るための事業に際して隣接する保安林の解除を要する場合、「他に適地を求めることができない」等の解除要件を適用しない。	
	30. 家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業（1008） 青少年に無償で配布する昆虫（カブトムシ）を飼育するために家畜排せつ物の野積み可能とする。	
	31. 地方競馬における小規模場外設備設置事業（1010） 小規模な場外馬券発売所の設置審査について、都道府県知事が確認することにより審査を簡素化する。	
	32. 特定法人による農地取得事業（1014） 農地所有適格法人以外の法人も農地等を取得することを可能とする。	

関係 省庁名	特定事業（特定事業番号）
経済産業省	33. 再生資源を利用したアルコール製造事業（1101） 地域の産業活動における使用済物品や廃材などを原料としてアルコールを製造する事業を行う場合に、特例措置として、アルコール事業法による流通管理を行わないことを可能とする。
	34. 一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業（1105） 小規模ガスタービン発電設備を導入する場合に、安全性が確保される場合、当該発電設備を規制の少ない一般用電気工作物として扱うことを可能とする。
	35. 保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業（1108） 水素ガススタンドやDMEガススタンドを設置する際に、現行規制で必要とされている保安統括者等の選任を不要とする。
	36. 燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業（1109） 燃料電池自動車やDME自動車の燃料装置用容器の再検査を行う際に、取り外すことなく検査することを可能とする。
	37. 小規模場外車券発売施設事業（1121） 小規模な場外車券発売施設設置要件について、地方公共団体が確認することにより審査を簡素化する。
	38. 研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業（1123） 研究開発のための海水温度差発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理検査の実施を不要とする。
	39. 海水等温度差発電設備の定期自主検査時期変更事業（1124） 海水温度差等を利用する小型バイナリー発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく定期自主検査の実施時期の延長を可能とする。
	40. 特定施設における保安検査期間変更事業（1125（1114）） 現行の規定によって担保されるレベルと同等の安全性が確保される場合、原則年1回とされている高圧ガス製造事業に係る特定施設の保安検査の周期を延長できる。 （一部全国展開：空気分離設備については、平成17年3月から全国展開）
	41. 液化ガスの容器における充てん率変更事業（1129-1（1112）） 高圧ガス容器について安全性が確保される場合、高圧ガスの容器の充てん率を変更することを可能とする。
	42. オートレース小規模場外車券発売施設事業（1130） 小規模な場外車券発売施設設置要件について、地方公共団体が確認することにより審査を簡素化する。
43. 研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業（1142） 研究開発のための温泉の熱を利用した発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理検査の実施を不要とする。	
国土交通省	44. 重量物輸送効率化事業（1205（1214、1221）） 重量物輸送車両が、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、かつ、軸重が10トン（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては11.5トン）以下であって、道路の修繕等について地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しない。（一部全国展開：車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両総重量及び軸重の特例措置については、平成22年10月から、長さの特例措置については、平成25年11月から。）
	45. 橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の許可柔軟化事業（1210） 市街地開発事業等の公共性の高い事業の施行区域や地区計画等の都市計画が定められた区域で、通行できる橋が少ない等により利便性が劣っている場合、公的主体以外の者による橋の設置を目的とする河川敷地の占用を認める。
	46. 地域特性に応じた道路標識設置事業（1218） 案内標識及び警戒標識の寸法、並びに案内標識に表示する文字の寸法を二分の一まで縮小することを可能とする。
	47. 45フィートコンテナの輸送円滑化事業（1224） 45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車の通行手続きの円滑な運用に向けて、セミトレーラ連結車の長さの基準を緩和し、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件（長さに対応したもの）を適用することを可能とする。
	48. 公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業（1227） 埋立地において、生産施設と物流施設が区分なく立地できる「製造・流通業用地」を認める。
	49. 民間事業者による公社管理道路運営事業（1228） 地方道路公社がPFI法の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者が料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする。
	50. 地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業（1231） 一定の条件を満たす市街化調整区域について、地方公共団体による土地区画整理事業の施行を可能とする。

関係 省庁名	特定事業（特定事業番号）
環境省	5 1. 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業（1304（1305））
	特定の廃棄物について、再生利用認定制度（環境大臣の認定により、廃棄物処理・リサイクルに係る業や施設設置の許可を不要とする仕組み）の特例の対象とすることを可能とする。 （一部全国展開：廃タイヤを製鉄原料として利用する場合については、平成18年3月から全国展開）
	5 2. 地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業（1306）
溶融スラグについて、生活環境の保全に反するものではないことが確認できた場合、埋立処分を可能とする。	
5 3. ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業（1310）	
ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、狩猟による捕獲を可能とする。	
子ども 家庭庁	5 4. 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（920）
	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。 （一部全国展開：3歳以上児に限り、平成22年6月から全国展開）
	5 5. 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（939）
児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。	
5 6. 公立幼保連携型認定子ども園における給食の外部搬入方式の容認事業（2001）	
公立の幼保連携型認定子ども園における3歳児未満児への食事の提供について、公立の保育所と同様に、給食の外部搬入を可能とする。	